

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1工 事 名姫川治山事業所事務所解体工事
- 2工 事 場 所新潟県糸魚川市南押上2丁目5-25
- 3工 期契 約 日 の 翌 日 から
令和8年2月16日 まで
(工事開始日)
- 4請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5契約保証金額 円
- 6前 払 金 請負代金額の10分の4以内
- 7あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
[] 建設工事紛争審査会
- 8選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち
適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の区分	選 択 事 項			選択条項
	契約保証金の納付			第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供			第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証			第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証			第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結			第4条第1項第5号
	[] 主任技術者 [] 監理技術者			第10条第1項第2号
	支給材料及び貸与品			第15条
○	前金払			第35条第1項
	中間前金払			第35条第5項
	部分払	回以内		第38条
	部分払の対象となる工場製品			第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則			第40条

- 9解体工事に要する費用等
別紙「建築物に係る解体工事」のとおり
- 10建設発生土の搬出先等
該当なし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者(住所) 長野県松本市島立1256-1
(氏名) 分任支出負担行為担当官
中信森林管理署長 高塚 慎司

受注者(住所)
(氏名)

(別紙 2)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※)
	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」

という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することとは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

姫川治山事業所事務所解体工事仕様書

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）」（以下、「建設リサイクル法」という。）により分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を有する工事であり、下記により分別解体等を行い、特定建設資材廃棄物の再資源化等を図るものとする。

記

1 一般的事項

- (1) 建物・工作物の解体に当たっては、建設リサイクル法及び石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）並びに関連する法令を遵守し、特に工事現場の施工・管理等は適切に行うものとする。
- (2) 解体及び施工する物件は、下記 4 に掲げる建物・工作物及び監督職員が指示する物件とする。
- (3) 仕様書及び施工上において不明な点が生じた場合は、監督職員の指示に従うものとする。
- (4) 建物・工作物の解体に当たっては、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。

2 特記事項

本工事の施工に当たり、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）」によるものとする。

3 仮設工事

本工事の施工に当たり、施工区域外にある当署の敷地に詰所、飯場及び置き場等（これらに付属する設備を含む。）の設置を必要とする場合は、あらかじめ、発注者の承認を得るものとし、これに要する費用は全て受注者の負担とする。

4 解体・撤去の構造及び数量

別紙、工事内訳書のとおりに従うものとする。

5 解体・撤去工事

- (1) 分別解体等に当たっては、建設リサイクル法第 9 条第 2 項に定めるところにより、施工方法に関する基準として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（国土交通省・環境省第 1 号）」（以下、「主務省令」という。）第 2 条に規定する基準に従い、施工しなければならない。
- (2) 上記 4 に掲げる物件を撤去する。
- (3) 解体・撤去工事に当たり、火薬等による爆破は行わないものとする。

- (4) 建物・工作物の解体・撤去等に当たり次の措置を講ずるものとする。
- ① 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講ずるものとする。
 - ② 騒音、振動の防止対策は、善良な管理者の注意義務をもって対処するものとする。
 - ③ 粉塵の作業区域外への飛散が危惧される場合には、防護網及び散水等により飛散防止措置を講ずるものとする。
 - ④ 地方公共団体等に事前に届出を行う必要がある場合は、受注者が届出に必要な書類を作成し監督員へ提出を行うこと。

5 特定建設資材の再資源化等

特定建設資材廃棄物の再資源化等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）及び関係法令等を遵守するものとし、運搬及び処理は次により行うものとする。

- (1) 特定建設資材廃棄物の運搬は、産業廃棄物の運搬業の知事の許可を得た者によるものとし事前に当該事業者の「産業廃棄物収集運搬業許可証」（写）を提出するものとする。
- (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等は、契約書別紙 1 の再資源化等をするための施設において行うものとし、当該処理施設が発行する受入伝票（写）を受注者に提出するものとする。

6 各種の手続き等

建設リサイクル法第 11 条の規程による通知書の作成をするものとする。

電気、ガス、電話、上下水道等の施設の撤去に当たっては、事前に関係機関に必要な手続き及び施工上の措置等について確認を行い、施工するものとする。

7 解体・撤去・舗装・閉鎖工事施工に当たり、上記 4 に掲げる物件及び監督職員の指示による以外の物件を滅失又は毀損した場合は、発注者の指示に従って現状に回復し、又は損害賠償をしなければならない。

8 本工事完了後は、上記 3 により敷地内に設置した仮設物を撤去し、敷地内全体の清掃を行うこと。

9 本工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規程により、その旨を書面にて報告するものとする。

10 以上の外、本工事の施工に当たり疑義があるときは、発注者の指示を求めること。

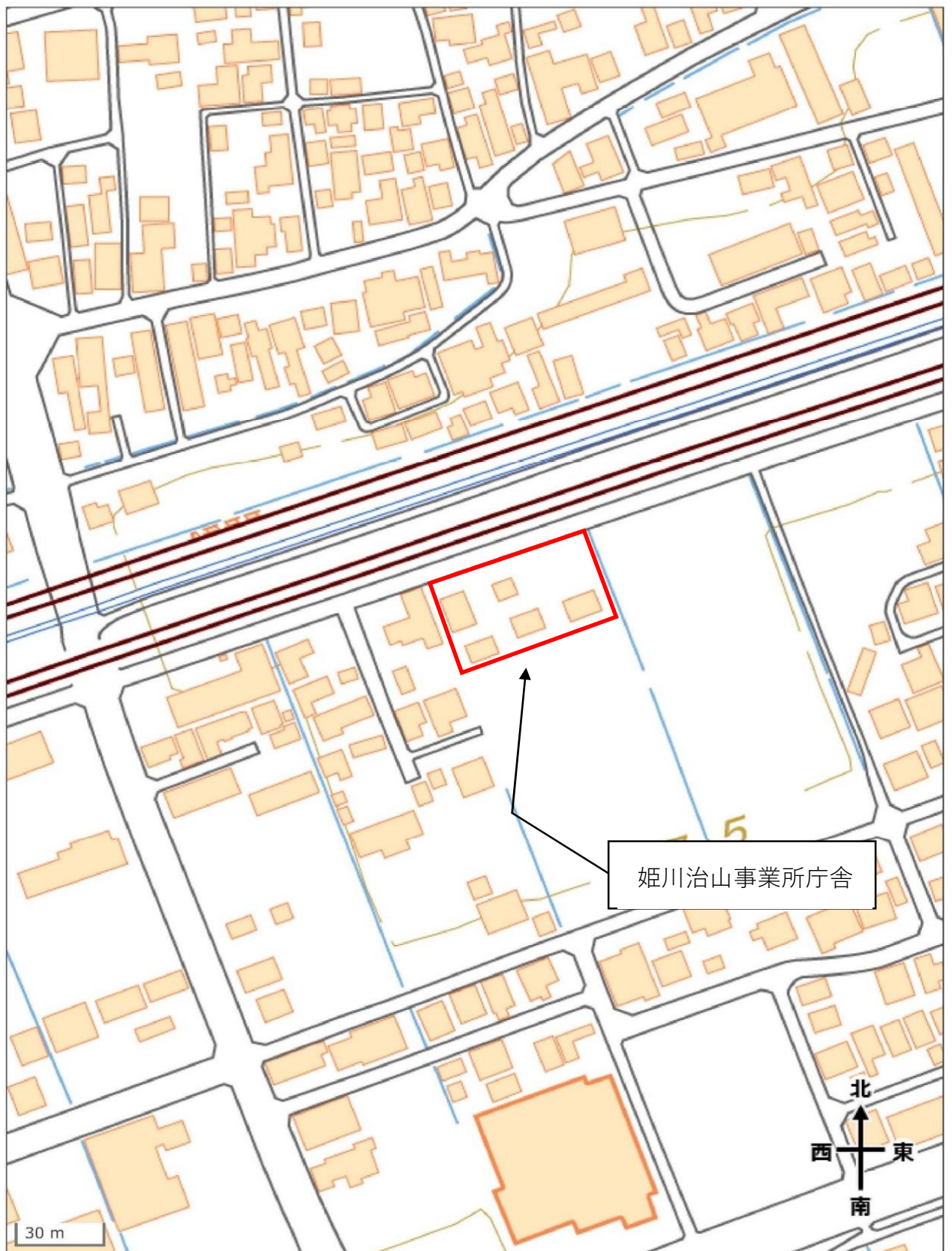
姫川治山事業所解体工事（案内図）

新潟県 糸魚川市 南押上 2丁目 5-25

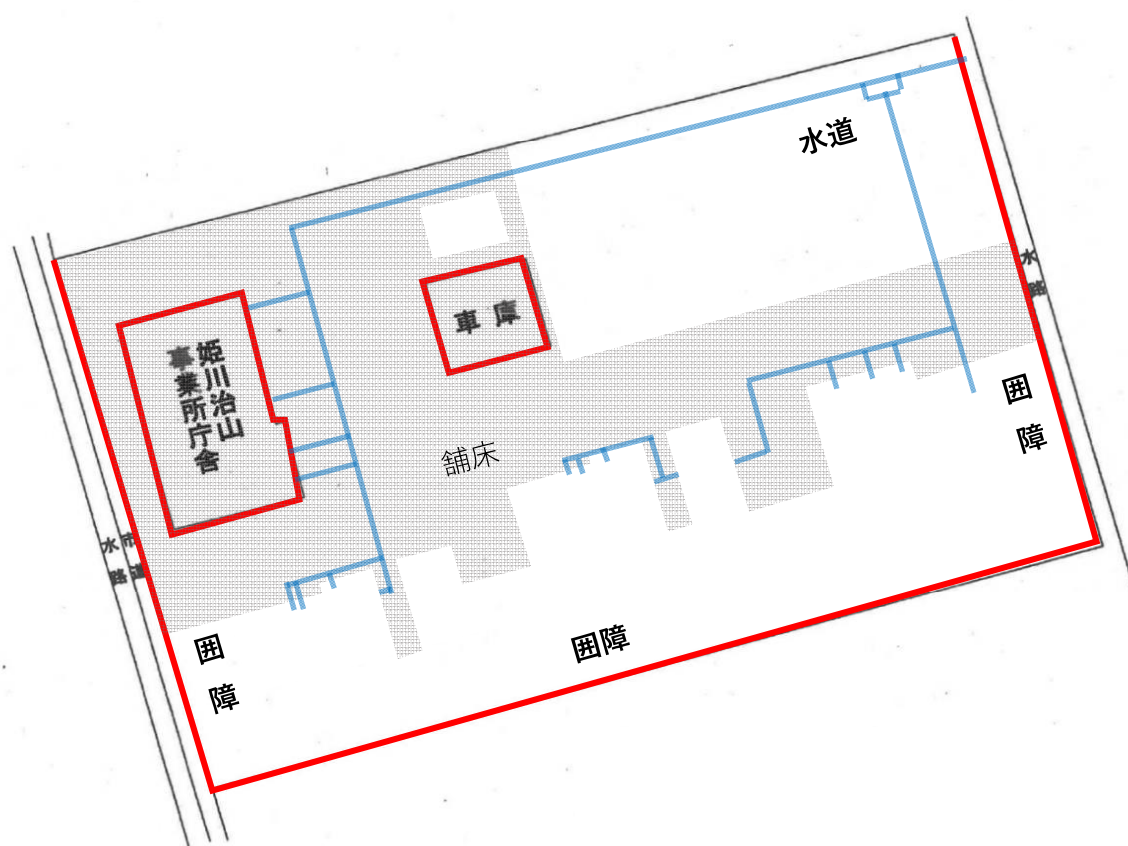


姫川治山事業所解体工事（位置図）

新潟県 糸魚川市 南押上 2 丁目 5-25



姫川治山事業所解体工事（配置図）
新潟県 糸魚川市 南押上 2 丁目 5-25





解体物件 ① 姫川治山事業所庁舎



解体物件 ① 姫川治山事業所庁舎



解体物件 ② 姫川治山事業所車庫



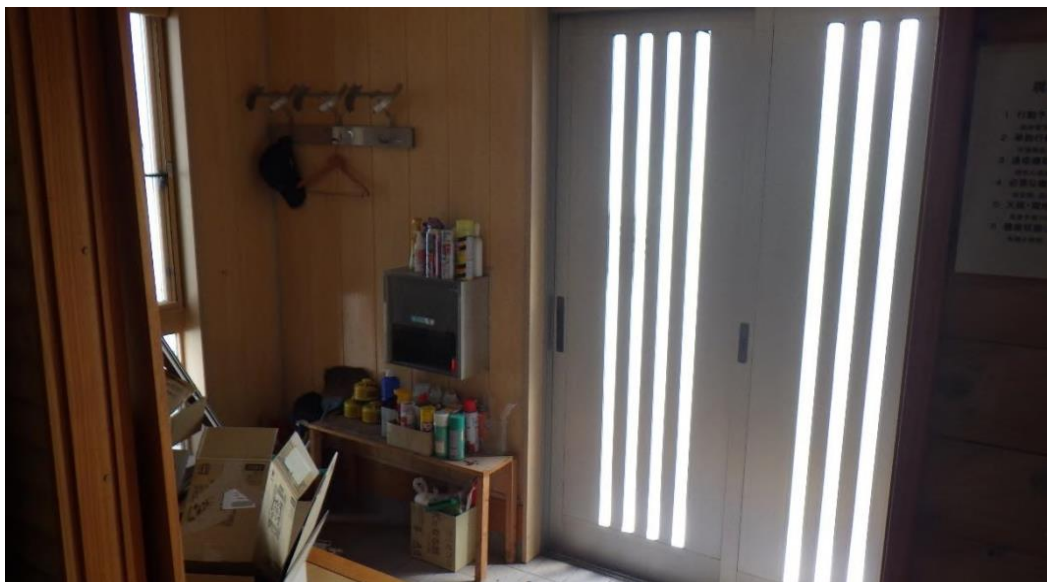
解体物件 ② 姫川治山事業所車庫



解体物件 ① 事務室



解体物件 ① 給湯室



解体物件 ① 玄関



解体物件 ① トイレ



解体物件 ① シャワー室



解体物件 ① 物置



解体物件 ③ 囲障



解体物件 ③ 囲障



解体物件 ④ 舗装



解体物件 ④ 舗装
